

農作物病害虫・雑草防除の基本方針

消費者と生産者の健康と環境の保全を図りつつ、安心・安全な農作物を安定的に生産するためには、農薬を適正に使用し、農作物の病害虫及び雑草の防除を的確かつ効率的に行うことが必要である。

このため、京都府では次の基本方針により適正防除を推進する。

1 耕種的防除の推進

病害虫の発生は、作物の栽培条件とほ場環境によって大きく左右されるので、病害虫の発生しにくい栽培環境の整備に努める。

- (1) 作物栽培環境の改善
- (2) 土づくりの実施と施肥の合理化
- (3) 耐病性品種育成と抵抗性台木の選定

2 農薬適正使用の推進

農薬の使用に当たっては、ラベルに表示された使用基準に基づき、清浄な農産物を安定して生産するとともに、食の安全・人畜・魚介類等の危被害の防止を図るため、農薬の適正かつ安全な使用・流通並びに農薬取締法及び関連法令の周知徹底を強力に推進する。

- (1) 低毒性農薬の普及
- (2) 使用基準等に従った適正防除の推進
- (3) 農薬散布作業の適正化と安全使用の徹底
- (4) 農薬に関する指導・取締の強化

3 病害虫の発生予察情報の迅速な提供と有効活用

病害虫の早期発見と早期防除で効果的な防除を推進するため、発生予察情報の迅速な提供と有効な活用に努める。

- (1) 病害虫発生状況の的確な把握
- (2) 発生予察情報の迅速な提供
- (3) 発生予察情報の有効活用による適期防除の指導徹底
- (4) 侵入病害虫に対する警戒調査の強化